

京都市市税条例施行細則及び京都市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月2日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 16 号

京都市市税条例施行細則及び京都市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則
(京都市市税条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(31の10)中「第59条」を「第59条第1項及び第2項」に改め、同表(31の10)の次に次のように加える。

(31の11) 条例第59条第5項の規定により市長に提出しなければならない現所有者の申告書

様式 第31号の11

様式第3号2備考以外の部分中

寄附金控除	配偶者特別控除
円	円

を

配偶者特別控除
円

に、

定率控除	65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う特例	税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置	配当割額又は株式譲渡所得割額
円	円	円	円
円	円	円	円

を

配当割額又は株式等譲渡所得割額
円
円

に改める。

様式第4号の2 1 備考以外の部分中

寄附金控除	配偶者特別控除
円	円
円	円

を

配偶者特別控除
円
円

に,

定率控除	65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う特例	税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置	配当割額又は株式譲渡所得割額
円	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円

を

配当割額又は株式等譲渡所得割額
円
円
円
円

に,

支払者の 名称	変更前	
	変更後	

を

支払者の 名称	変更前	
	変更後	法人番号

に改める。

様式第31号の10注及び備考以外の部分中「第59条」を

「
第59条 第1項 に改め、同様式の次に次の1様式を加える。
第2項
」

現所有者の申告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申告者の住所(法人にあっては、事務所の所在地)	申告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

下記の <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋 について、京都市市税条例第59条第5項の規定により申告します。				
被相続人	氏 名			
	本 籍 地			
	死亡時の住所			
	死亡の年月日	年 月 日		
土 地	所 在 地	地 番	地 積	
家 屋	所 在 地	家 屋 番 号	床 面 積	
相続登記の状況	<input type="checkbox"/> 登記済 (年 月 日)			
	<input type="checkbox"/> 近日中に登記予定 (年 月 日頃)			
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続放棄申述書 <input type="checkbox"/> 当分の間登記の予定なし 添付書類 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 遺言書 ()			
現所有者	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	住所(法人にあっては、事務所の所在地)	被相続人との続柄	持 分
	共有者の代表者	Ⓜ		
	代表者以外の共有者	Ⓜ		
		Ⓜ		
		Ⓜ		
現所有者でない相続人	氏 名	住 所	被相続人との続柄	現所有者でない理由

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この申告書は、現所有者の構成又は持分が異なる固定資産ごとに作成してください。

第2条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号1（第2面）中「障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除」を「障害者・寡婦

・ひとり親・勤労学生控除」に、

寡婦 ・ 寡夫	寡婦 (特別)
---------------	------------

を

寡婦	ひとり親
----	------

に改め、

同様式2備考以外の部分中

配偶者特別控除
円

を

「

配偶者特別控除	基礎控除
円	円

に、

寡婦 (特別)

を

寡婦 (特別)	ひとり親

に改める。」

様式第4号注及び備考以外の部分中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同様式注中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

様式第4号の2 1備考以外の部分中

配偶者特別控除
円
円

を

配偶者特別控 除	基礎控除
円	円
円	円

に、

寡婦 (特別)

を

寡婦 (特別)	ひとり親

に改め、

同様式5注及び備考以外の部分中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同様式注中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

様式第31号注及び備考以外の部分中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同様式注4中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

様式第46号注及び備考以外の部分中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同様式注中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

様式第47号の2注及び備考以外の部分中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同様式注中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

様式第50号注及び備考以外の部分中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同様式注中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

(京都市宿泊税条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市宿泊税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8号様式注及び備考以外の部分中「の割合（」の右に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する」を加え、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割

合」に改め、同様式注中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条の規定による改正後の京都市市税条例施行細則様式第3号1及び2並びに第4号の2 1は、令和3年度分の個人の市民税から適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)